

厚生委員會議録第十七号

昭和二十八年七月十日(金曜日) 午前十時二十二分開議

出席委員

- 委員長 小島 徹三君
- 理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君
- 理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君
- 理事長谷川 保君 理事堤 ツルヨ君
- 理事中川 俊恩君

- 越智 茂君 助川 良平君
- 田中 元君 降旗 徳勝君
- 安井 大吉君 山口六郎次君
- 中野 四郎君 山下 春江君
- 萩元たけ子君 柳田 秀一君
- 杉山元治郎君 亘 四郎君
- 有田 八郎君

出席國務大臣

- 厚生大臣 山縣 勝見君

出席政府委員

- 厚生事務官 高田 浩運君
- (医務局長) 安田 巖君
- (社会局長) 久下 勝次君
- (保險局長) 田辺 繁雄君
- 厚生事務官(引揚援護庁次長) 楠本 正康君
- 厚生技官(公衆衛生局長) 川井 章知君
- 衛生部長 引地亮太郎君
- 衛生技官(公衆衛生局長) 山本 正世君

委員外の出席者

- 専門員 川井 章知君
- 専門員 引地亮太郎君
- 専門員 山本 正世君

七月九日

インターン制度廃止に関する請願 (加藤銀五郎君外五名紹介) (第三二)

第一類第八号

厚生委員會議録第十七号 昭和二十八年七月十日

○五号) 同(中井徳次郎君紹介) (第三三〇六号) 同問題に関する請願(櫻内義雄君紹介) (第三三〇七号) の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件 連合審査會開會に関する件 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号) 未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出第一一九号) 社会保険審査官及び社会保険審査会法案(内閣提出第一二七号) 日雇労働者健康保険法案(内閣提出第六〇号) 医師等の免許及び試験の特例に関する法律案(内閣提出第一四〇号) 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案(内閣提出第一四四号) 食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付) 厚生行政に関する件

○小島委員長 これより會議を開きます。まず社会保険審査官及び社会保険審査会法案及び医師等の免許及び試験の特例に関する法律案の両案を議題とし、前会に引続き質疑を行います。柳田秀一君。

○柳田委員 医師等の免許及び試験の特例に関する法律案ですが、大体この法律案の要旨はわかるのです。問題は、二回受けて二回だめならば、その人はもう受験の資格がないという点に一つ問題があるかと思うのでありますが、二回というふうな基準をつくられた動機、あるいは今までの実績はどういうふうになつておるか、その辺のところをひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 お手元に提出いたしてあります法案は、従来のいわゆる引揚げ医師と同じような取扱い方を踏襲いたしまして、期限を延ばしたということにとまざるわけでありまして、今お話の試験を受ける回数制限したということは、従来とも制限をいたしておるのでございますが、これについて私どもの了解しております範囲におきましては、これは柳田先生は専門家でございますから、十分御承知のことだと思ひますが、医師というものは、やはり学校教育を基礎として養成して行くという建前をとっております関係上、いわゆる独学で勉強して、試験を受け、試験に合格すれば医師に就くという建て方は、医師の養成全般についてとつていないわけでございます。終戦前後にわたつて、大陸その他において非常に苦勞されたこれらの方々につきましては、そういう意味で、一般的な医師の免許の基準に該当いたさない方が非常に多いのでございます。しかしそういう特殊な立場におられた方で、特殊な場合でもございまして、その辺のところを考慮の上、

この特例というものが設けられたわけでございます。そういう意味で、向うの方において得られた知識経験というものも、大体の標準に照らして、医師の免許を与えるかどうかということも判定する。すなわち帰つて来られた方々について、その当時持つておられる知識経験というものが、はたして医師として適当であるかどうかということも判定する一つのやり方として、特例の試験が行われることになつておるのでございますが、そういう意味において、この試験というのは、回数を重ねても、今申し上げましたように、知識経験を一応テストして、開業を許すかどうかというのを判定する契機でございまして、一回というのも非常に適当ではないだろうか、そういう趣旨で二回になつておるものと了解をいたしております。

それから今お話の実績でございますが、現在まで引揚げ医師の特例の試験を行つたのは、先日行つたものでございまして、一回でございますが、先日のものにつきましては、まだ結果がわかつておりませんので、それを省きまして、それまでの間における実績を申し上げます、現在まで受験いたしました実数は、医師は六百二十二人、歯科医師は二百二十八人、うちこの特例の試験に合格いたしましたのが、医師は三百四十八人、歯科医師は百九十一人、失格いたしましたのが、

医師は百十一人、歯科医師は四名、あと一回受験できません者が、医師は百六十三名、歯科医師は三十三名、そういうことになつております。なおこの失格いたしました者も、これも御承知のことと存じますが、別個の法律によりまして、医師のいわゆる予備試験を受ける資格は認められておるのでございまして、その方面から医師になる道がもろもろ開かれておることは申すまでもありません。

○柳田委員 二回受けて二回とも落ちたというのは、まだございせんか。

○高田(浩)政府委員 ちよつと言葉が足りませんでしたが、今申し上げました失格者というのが、すなわち二回受けて二回落ちたという者でございまして、百十一名と四名でございまして、

○小島委員長 他に両案についての御質疑はございせんか。——他に両案についての御質疑もないようでありますから、両案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

討論及び採決は後日に譲ります。

○小島委員長 次に連合審査會開會の件についてお諮りいたします。現在当委員会において審査を続けております戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び未帰還者留守家族

等援護法案の両案について、海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員長より連合審査会開会の申入れがありまし。特別委員会の方は本日この申入れの決議をする予定だといふこととあります。あらかじめこの申入れを受けることに決しておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

なお開会の日時等に関しましては、双方の委員長で協議してきめることにいたしますから、御了承願います。

現在の予定は、明日午前十時より開会する予定であります。

暫時休憩いたします。  
午前十時三十二分休憩

午前十時四十四分開議  
○青柳委員長代理 休憩前に引続いて会議を再開いたします。

ただいま質疑を終了した二法案を除いた本日の日程全部を一括して議題とし、前会に引続き質疑を続行いたします。中川源一郎君。

○中川(源)委員 私は戦傷病者戦没者遺族等援護に関する法律の一部につきまして、若干お尋ね申し上げたいと存じます。大臣がお見えになりませんが、必要な点はまた大臣にお伺いしたいと存じます。何分今回の戦争が非常にその範囲も規模も大きかつたのと、長い間かかつた戦争でございまして、非常に犠牲が多く、複雑多岐にわたつておるのでございます。戦争犠牲者の問題解決にはなかく困難な点が多いのでございますけれども、先年つくられましたこの援護法につきまし

ては、私ども幾多の修正を要する点を見出すのでございまして、とうていこれは満足なものではありませぬ。それを一々私が列挙するまでもなく、本日まで委員があるいは本会議において先賢各位からいろいろ御心配をいたさき、御発言をいたさき、修正すべき点につきましてもいろいろ御尽力をいただいておりますのでございまして、ぜひとも私は今回の修正を見なければならぬと信じてやまない点が若干ございまして、それについてお伺い申し上げる次第でございまして。

昨日も堤委員から御発言がありまして生活保護法の適用の範囲の運営についてでございますが、これについて私にはもう少しはつきりしていただきたいと思いますのでございまして。私は年金を受取つておる者に対しては全部差引するということとは、どうもこれは援護法の精神にもとると思つてございまして、この運営につきましては各府県においてまち／＼になつています。私の調べている範囲においては画一的な援護法が行われていない。たとえは東京都の事例を見ますと、年金を受取つた者に対しては、一箇月分だけを差引いたしまして、あとはもう差引せぬで生活保護法の適用をいたしてゐるという状態でありまして。およそ東京都はそういう状態になつておられます。他府県におきましてもそういうふうな例はたくさんございまして。一箇月分だけ差引いたしまして、あとは差引しない、こういうことになつてゐる向きが多うございまして。もしそういうことにするならば、全部そういうふうな画一的にやつてもらつたらどうかと思つておるのです。その家庭々々において

いる事情が異なつてゐる点がございまして、それでなくて地方々々によつて、運営する人によつて、差別があるわけでございます。ある地方はこれによつて一応打切つてしまおう、生活保護法の適用を打切つてしまおう、年金をもらつてゐる者に対しては、もう自分で自活して行くようにということをお勧めまして、打切つてしまおうという状態があるのでもございまして。たとえは京都市における左京区、他の区はそうございませぬが、左京区は全部打切らすという方針をとつておられます。でありますから、年金を一たびもらつたものは、それでもうおしまい。非常に困難な状態に陥んでおられます。困難な生活をしてゐる者が、年金をもらつたからというので、それから後は生活保護法の適用を受けられないというふうなことで、私はかえつて年金をもらつたがために恨むと思つて。昨日大臣がマイナスになるようなことはないとおつしやつたが、実際にもしも京都市の左京区をお調べくださいますならば、マイナスになつておるといふことが明らかになつておるといふことがございまして。こういうふうなことがございまして、一箇月分ならば一箇月分だけを差引まして、あとは引続き生活保護法の適用を受けせしむるということにしてもらわなければ、年金のために非常に損をしておるといふ状態、また年金をもらつただけを全部差引して、たとえは年金を一万円もらつたならば一万円分だけを差引く、あとは引続きもらつておる者もありません。それならばこれもマイナスでございまして。なぜならば、年金をもらつたための手続が約千円平均かかつておられます。戸籍抄本を

取寄せましたり、いろいろな手続をいたしますのに費用がかかる。その郵税とかいろいろの費用を損じておるといふような向きもあるわけでありまして。これも小さなマイナスであります。これは一体厚生省の方からそういうふう完全に差引するよ、あるいは打切つておるよというふうな指令が、各都道府県に参つておるものであるかどうか。そういうふうなことが参つていなか。そういうふうなことが参つていなければ、一応大臣が昨日言われましたような精神が全国に行き渡りますよ、年金をもらつたために非常にありがたかつたというふうな感じを起すことができないよ、たとえは今日まで借金をしておつて、それが返せなかつたが、年金をもらつたことによつて、ようやく借金を返すことができたということならば、これはありがたかつた感するわけでございます。しかしながらその借金を返すことができない。保護法の適用を打切つておるといふようなことがありまして、これらの人は恨むのでございまして。そういう事実が今日地方にあるわけでありまして。これは各市の方では、たとえはこの保護法の適用にあたりましては、その都市が二割は負担しなければならぬ建前から、嚴重なことを言うのかもしれない。そういうふうなことがないよ、ひとつ各都道府県において足並のそろつた対策が講ぜられますよ、にしたいと思つておるのでもございまして、いかがでござい

ますか。  
なおついででございまして、昨日中から引揚げた方がありますが、これらに対して生活保護法の適用を全部受けさせることになつておるのかどうか。今日まで生活保護法の適用をほとんど全部受けておるよ、でございまして。しかしながらこれらの中には莫大な金を持つて帰つておる人がある。数百万円の金を持つて帰つておる人もある。そうして大体裕福な、今日まで引揚げて帰つた人と違ひまして、すべて持ち物は持たすという状態でございます。日本金によつて換算いたしましたも、数千円程度の金を持つて帰つておる。四千八百名の人が金を持つて帰つておるのです。それでも生活保護法の適用を全部受けさせるのであるということでありまして、まことに保護法の適用というものは怪しいものである。私にはその方針はけつこうであると思へすけれども、そういう不公平なことが世の中にある。たとえは朝鮮人や住所不定の者がはんばつて、そして生活保護法の適用を受けたらというふうなことを盛んに申し出る者に対しては、あまりにうるさいから保護法の適用をせしむる。そしてその受けておる者で酒を飲んだり、どうも不品行なことをしておるといふ者があつて、それらに対しては、保護法の適用を打切つておるといふことをせずにある者があつて、私も民生委員をいたしておられますから、実際においてわれ／＼がそういう者を調査いたしましたも、調査がなかく困難な場合がある。そういう者に対して相かわらず保護法の適用をいたしておるといふものもありまして。まじめな者に対しては、打切つておるといふことをやつておる向きが往々ございまして、うるさい者に対しては、いつまでも保護法の適用を受けさせるといふような向きが地方においてあるわけでございます。こう

うか。今日まで生活保護法の適用をほとんど全部受けておるよ、でございまして。しかしながらこれらの中には莫大な金を持つて帰つておる人がある。数百万円の金を持つて帰つておる人もある。そうして大体裕福な、今日まで引揚げて帰つた人と違ひまして、すべて持ち物は持たすという状態でございます。日本金によつて換算いたしましたも、数千円程度の金を持つて帰つておる。四千八百名の人が金を持つて帰つておるのです。それでも生活保護法の適用を全部受けさせるのであるということでありまして、まことに保護法の適用というものは怪しいものである。私にはその方針はけつこうであると思へすけれども、そういう不公平なことが世の中にある。たとえは朝鮮人や住所不定の者がはんばつて、そして生活保護法の適用を受けたらというふうなことを盛んに申し出る者に対しては、あまりにうるさいから保護法の適用をせしむる。そしてその受けておる者で酒を飲んだり、どうも不品行なことをしておるといふ者があつて、それらに対しては、保護法の適用を打切つておるといふことをせずにある者があつて、私も民生委員をいたしておられますから、実際においてわれ／＼がそういう者を調査いたしましたも、調査がなかく困難な場合がある。そういう者に対して相かわらず保護法の適用をいたしておるといふものもありまして。まじめな者に対しては、打切つておるといふことをやつておる向きが往々ございまして、うるさい者に対しては、いつまでも保護法の適用を受けさせるといふような向きが地方においてあるわけでございます。こう

いうことでありましたならば、大臣の意思が私にはあまねく地方に通じていないと思ひますので、こういう事柄につきましても、十分に注意をしてもよろしいと思ひますけれども、まじめな遺族の年寄りやあるいは子供らの生活困難をきわめておる者に対しまして、保護法の適用を打切つてしまふことであると考えまして、私は再びこの問題につきましてつけ加えさせていただきます。

それから父母の年令に制限を加えられたので、この制限を撤廃されたいと思ひます。この制限を撤廃されたいと思ひます。人間は六十才以上生きられるといふことに限つたものではございませぬ。すでに終戦後今日まで死ななかつた遺族は四十九万八千に達しておられます。これらの年寄りの方々は、恩給を受けることのできない五十七、八才の方々でも、非常に老衰した人もありますし、なくなつた人がただいま申しましたように多数に上つておる。大體恩給を受ける人は、日清、日露戦争当時を考へてみますと、十年たちますと、年寄りの恩給を受ける人はなくなつてしまふ。すでに戦後七年を経過して八年目でありまして、もう五年、十年いたしたならば、完全にこの恩給を受ける人がなくなつてしまふという状態でございますが、六十才以下は年金も出さないといふことでもございませぬ。これはあまりにも気の毒でございます。でありますから、当然これは、子供が戦死いたしましたような親は相当な年令に達しておるのでございませぬし、かんじんの働き手を失

つておる親といはしましては、ほかの人が年金をもらつておるにもかかわりませぬ、自分がまだ六十才に達してないから年金ももらえないといふことでは、必ず不満の心持を起すのでございませぬ。一日も早く年令の制限を廃止すべきであると思ひますが、どういふふうなこれに對してお考えを持つておられるか、この二点をお尋ねしまして、またさらに引続きお尋ね申し上げます。

○安田政府委員 私途中から参りましたので、答弁が見当違いでございませぬ。生活保護法の適用が地域的に区々であるといふようなお話でございます。これにつきましては、社会福祉事務所が伝つていたたきと比べまして、非常にそういう基準がよつきりいたしまして、科学的な調査によつておられます。保護の適用をやつておられますので、私どもそういう点は非常によくなつたと思ひます。しかしやはり人間のやることとございませぬので、福祉事務所ごとの多少の差があると思ひますけれども、そういう点につきましては今後十分気をつけて参りたいと思ひます。それからもう一点は、中共引揚者に對しましては、全部生活保護を適用しておるというふうなお話かと思ひます。これは中共引揚者に對しまして、全部生活保護を適用するといふわけではございませぬ。やはり私どもが生活保護法の原則に従ひまして、一定の基準にあてはめてみて、それに該當するならば生活保護法を適用する、こういう取扱ひをいたしております。但し引揚げられた直後でございませぬので、い

ろいろな生活条件等につきましてハンデイキヤツプがあるような点をしんじやうにいたしておるかと思ひますが、原則的に申しますならば、その間に特別の差異はないものと心得ております。

○田辺政府委員 戦没者遺族保護法の遺族年金の支給対象の年齢を、今日六十才以上といふふうな制限をいたしておるが、その年齢制限を廃止する意思はないかといふお尋ねでございますが、この点につきましては、先般青柳委員からの御質問に對してお答えしたのと同じでございますが、援護法は御承知の通り、国家補償の精神に基く法律でございます。しかし立場はあくまでも援護法でございます。援護といふ立場から年金を支給することになつております。従ひまして、社会通念上稼働力があると考えられます方々には御遠慮をお願いしまして、真に援護を必要とする方々に年金を差上げたといふ考えでございます。御参考までに申し上げますが、先般の戦争は、非常に規模が大きかつたといふ關係上、比較的年齢が若い方がたくさん戦没されておるわけでございます。従つて、御両親の年齢もお若い方が相当多いのでございませぬ。六十才以上の父母の方と六十才未満の父母の方との割合は、半々までは行かないと思ひますが、少くとも六〇％ないし四〇％程度の割合まで及んでおるのでございませぬ。今日厚生省の立場をいたしましては、若干恩給と趣旨を異にいたしまして、年齢をある程度制限することが適當ではないかと考えております。

○中川委員 ただいまの御答弁は十分尽くされていないと思ひます。生活保護法の適用の問題でございませぬが、私のお尋ねいたしましたのは、地方々々によつてまち／＼になつておるといふことなんです。これは厚生省の御意向が、各都道府県に十分徹底してないものであるかどうかという点について私ども疑いを持つておるのです。先ほども申しましたように、東京都では一箇月分を差引き、あとは裕福なものには保護の適用を受ける必要はないのですが、家庭のいかんを問はず引続き出しておるといふ状態である。そういうふうな他の地方でもやつておるところもございませぬけれども、また打切つてしまつて一切出さないといふところがある。そういうことではマイナスになる。きう堀委員の仰せになつた通りでございませぬ、非常に恨むところになります。今日まで打切つた件数が一体どのくらいあるかといふことを、一応私ども調べてみたいというに思ひます。その点ひとつその数字を出していただきたい。今後そういう方針をおやりになるつもりであるかどうかということは何いいた願わくはそういうことのないように一箇月分だけ差引きまして、あとは引続き保護法の適用を受けられるようにしていただきたいと思ひます。

それから年齢の制限を廃止せよといふ点につきましては、これは援護法であるから、まだ働ける者に対しては出せないとはいふ考え方だといふのでございませぬが、その働ける、働けないといふ点につきましては、生活保護法の適用を受ける者が年齢に制限がないと同じやうに、からだの弱い者は働けない、からだの強い者は、いくら年齢が行きましても働けるといふことによつて

制限をすることは、公平のようであつて不公平であると思ひます。年齢制限はせむとも廃止すべきである。私は元來援護といふ名前をつけられることを非常に不愉快に思つておる。国のために命をささげ、赤紙一枚で応召を受けて、そしてただ一筋に國を思うてなくなつた人に対しては、当然國が敬意を払つて、恩給なり何なりで國家が補償せなければならぬ。負けたはずの國においても丁重な扱ひをいたして、恩給なり年金を支給して待遇をよくしておるのでございませぬ。日本だけが敗戦いたしましたから七年間何一つ遺族を慰めるということなしに來た。昨年援護法といふものをつくられましたけれども、援護とは助け守ることとで、われ／＼遺族は助けてもらいたいといふことを一回も陳情したことはありません。國のために働いてお國を助けるのがわれ／＼遺族であります。そういう言葉を使つておることは不愉快である。國が感謝の意を表して恩給を支給すべきである。あるいは國家がその家族に補償すべきである。だれにでもこれはやつておることで、現に公務に倒れた者は、たとえは消防夫が自分の過失によつて焼け死んだ場合、千日分の弔慰金で一日三百円とすれば三十万円です。また警察官が賊に殺された、学校の先生が教場で倒れたといふ場合、これらに對しては五十万円から百万円の金を送つて丁重な扱ひをしておる。さつき申しましたように赤紙一枚でいやおつたにひつぱられて、そうして國のために倒れた者に対しては援護とは何事ですか。助けてやるとは何事ですか。助けてもらわなくてはよろしい。當然國家がこれを補償すべきであ

制限をすることは、公平のようであつて不公平であると思ひます。年齢制限はせむとも廃止すべきである。私は元來援護といふ名前をつけられることを非常に不愉快に思つておる。国のために命をささげ、赤紙一枚で応召を受けて、そしてただ一筋に國を思うてなくなつた人に対しては、当然國が敬意を払つて、恩給なり何なりで國家が補償せなければならぬ。負けたはずの國においても丁重な扱ひをいたして、恩給なり年金を支給して待遇をよくしておるのでございませぬ。日本だけが敗戦いたしましたから七年間何一つ遺族を慰めるということなしに來た。昨年援護法といふものをつくられましたけれども、援護とは助け守ることとで、われ／＼遺族は助けてもらいたいといふことを一回も陳情したことはありません。國のために働いてお國を助けるのがわれ／＼遺族であります。そういう言葉を使つておることは不愉快である。國が感謝の意を表して恩給を支給すべきである。あるいは國家がその家族に補償すべきである。だれにでもこれはやつておることで、現に公務に倒れた者は、たとえは消防夫が自分の過失によつて焼け死んだ場合、千日分の弔慰金で一日三百円とすれば三十万円です。また警察官が賊に殺された、学校の先生が教場で倒れたといふ場合、これらに對しては五十万円から百万円の金を送つて丁重な扱ひをしておる。さつき申しましたように赤紙一枚でいやおつたにひつぱられて、そうして國のために倒れた者に対しては援護とは何事ですか。助けてやるとは何事ですか。助けてもらわなくてはよろしい。當然國家がこれを補償すべきであ

る、こゝろいう考えを私どもは持つておるのであります。これ以上今厚生省関係の方に申し上げるのにはございませぬ。また他日申し上げるときがあるかと思ひますから、私は遠慮いたしておきます。

次に私の御質問申し上げたいことは、内地、外地を問わず、現役または応召によつて軍務に勤務しました者で、服務中に傷害を受けたり、あるいは疾病にかかつてなくなつたりした戦死者、戦病者に対して、その死亡された場所のいかんを問わず、また病気の種類のいかんを問わず、支給すべきであると私は考へるのでございませぬ。たとえば二十四種類の病氣といふものはほとんど伝染病ばかりである。伝染病以外のものにかつた者は當てはまらないとかんとかいつて書類がたくさん厚生省に積み上げられて、未解決のまま置かれておるわけでございますが、この病名についても医者の診断の誤りといふこともありませぬ。またわざと他の病名をつけておるものもある。事実そういう場合があるのです。栄養失調でなくなつても、そういうことは病院の恥だといふので、慢性気管支炎といふ名前をつけておる。慢性気管支炎ならば二十四種類に該當しないから年金、弔慰金は出せぬ。戦地に参りまして長い間軍務に服して疲労が重なりなくなつたといふような場合に對しても、何ら年金も弔慰金も出さぬといふようなことでは、あまりにも不公平であるといふふうに考へます

が、この点について改めるお考えがあるかどうかをお伺ひいたします。この二十四種類の病名を申し上げたいのであります。マラリアとかあるいはコレラとか、パラチフス、ペスト、こゝろいふような流行病にかつた者だけが當てはめられておる。きのう大臣から肺病についてお話がございましたが、肺結核でも、出征するときには甲種合格で完全なからだをもつて入つた者が戦争に出て、十年も十五年でもなくとも三年、五年勤めて、そうして帰つてからなくなつたのであるけれども、實際はこの戦争中において結核をわずらつてなくなつた、それらに對しましては一向該當しないといふようなことは、これはあまりにも氣の毒過ぎるのです。戦争のために結核といふものになつたのである、これは當然當てはめべきものであると思つてございませぬ。この病氣の種類を撤廃する必要があるので、私はかゝるに存するのでございませぬ。またなくなつた場所が国内であるが朝鮮であるが、満州であるが、いやしくも軍務に服してそのために勤務中になくなつた人、あるいはまた戦争のために病氣になつて、自分の家に帰つてからなくなつた人、これはすべて該當者として取扱うべきであると思つてございませぬが、これを修正されるというふうな御意向があるかないかといふこと。

もう一つ、二柱以上戦死者を出したところ、これら、二柱以上に對しましては、二柱以上の分としての年金を支給すべきであると思つてございませぬ。私の子供が全部戦死しておる、模範的の青年を五人まで官立の大学を出して、そうして六人とも死亡させておる家庭があります。もうその両親は実に嘆き暮し、そうして生活が困難であるけれども、保護法の適用を受けないでがんばつておる人があります。これらに對しまして一柱より出さぬといふようなことでは、あまりにも氣の毒過ぎる、當然これは二柱以上は二柱以上としての手續をすべきである、こゝろいふのでございませぬ。いかがでございませぬか、この点について伺ひたい。

なおこの父母祖父母が再婚した場合にこれは當てはまらない、結婚といふものは、家庭の事情によつて、年が行つてから自分だけでは生活ができないからめんどろを見てもらうために、年寄りが結婚しなければならぬといふ、家庭の事情でやむを得ない場合が多いのでございませぬ。それらに對して當てはめない、再婚を認めないといふようなことを私どもはまことに遺憾に存するのでございませぬ。外国の例を見ましても、そういうことにこだわらずに年金を支給しておるのでございませぬ。私はこのことについて詳しく申し上げたいのでございませぬけれども、すでに請願などがたくさん出ておるので、私はその内容の説明を要しないと思つてございませぬ。ただここに西村という人が代表者になつて詳細に民法上の問題から説きまして、そうして當然これは支給すべきであるといふ請願書がありますので、これを大臣に一度読んでいただきまして、そうしてよく御検討願つて、ぜひともこれは実現をされたいと思つてございませぬ。この三点について私は御答弁をいただきたいと思つてございませぬ。

○田辺政府委員 お答えいたします。ただいま中川委員から御質問の三点は、先般青柳委員からも同様の御質問がございました。これにお答えした通りでございますが、結論だけ申し上げますと、現在援護法では、病氣の名前及び種類だけによつて公務が非公務かを算定しているといふことはございませぬ。この点については先般の戦争の特殊性にかんがみまして、公務の範囲をできるだけ広いめの氣持で取扱いたたい、こゝろいふ氣持でおります。ただ何分にも恩給法との關係があり、軍人恩給に転移する將來の關係もありますので、一定のけじめは必要だと考へております。しかし御承知の通り、公務に該當しないものに対して何ら処置しないといふことは妥當を欠くではないかといふ御意見につきましてはごもつとも存じますので、この点につきましては將來十分考究いたしまして、善処したいと思つております。

父母の再婚した場合の失格する規定と、二柱以上ある場合の恩給禁止の点につきましては、この前お答えした通りでございますが、父母の再婚の場合につきましては恩給法との關係がございませぬので、それと合せて十分考慮する必要がありますのではないかと考へますから、恩給法の審議と合せて十分御審議せられんことをお願いいたします。

○中川(源)委員 先ほどの二柱以上の分をまだ答弁していただいておらぬのでございませぬ。一緒にしていただいたらけつこうかと存じます。

次にお尋ね申し上げたいのは、妻の再婚の場合です。よく未亡人がだまされて再婚する場合がある、また正式結婚をいたしたとしても、どうも話と實際とが違つておるといふので、籍は入れられたものの、ただちに解消して歸つておる者があるのです。そういうものに対しては該當しない、また子供に對しましても、その子供を引連れまして子供

かの方にたくさんあろうと思ひますので、援護法、留守家族法等に關してはいずれ日をあらためて各党各派でよく検討する機会を持つようにして、一応大臣に對するところの総括質問のおありの方から先に議事を進めていただいたらいのではないかと、かように考へます。

○中川(源)委員 私のただいまの質問に對する答弁をまだ完全に聞いてないので、なお先般の各位は十分に検討していただいておるのでございませぬけれども、私は何分一年生でございませぬので、まだ私の質問は初めてでございませぬ。しばらくごしんぼうをいただきまして、質問をさせていただきたいと思ひます。

○青柳委員長代理 私から申し上げます。ちやうど大臣も他の公用もおありのようでございませぬから、大臣に對する質問をきよはやつていただきたたいと思ひます。なお重複する点につきましては、でき得るだけ御遠慮を願ひたい、どうしてもやらなければならぬこととでございませぬら、簡単に質問を願ひたい、こゝろ存じます。

○中川(源)委員 先ほどの二柱以上の分をまだ答弁していただいておらぬのでございませぬ。一緒にしていただいたらけつこうかと存じます。

次にお尋ね申し上げたいのは、妻の再婚の場合です。よく未亡人がだまされて再婚する場合がある、また正式結婚をいたしたとしても、どうも話と實際とが違つておるといふので、籍は入れられたものの、ただちに解消して歸つておる者があるのです。そういうものに対しては該當しない、また子供に對しましても、その子供を引連れまして子供

りでございますが、結論だけ申し上げますと、現在援護法では、病氣の名前及び種類だけによつて公務が非公務かを算定しているといふことはございませぬ。この点については先般の戦争の特殊性にかんがみまして、公務の範囲をできるだけ広いめの氣持で取扱いたたい、こゝろいふ氣持でおります。ただ何分にも恩給法との關係があり、軍人恩給に転移する將來の關係もありますので、一定のけじめは必要だと考へております。しかし御承知の通り、公務に該當しないものに対して何ら処置しないといふことは妥當を欠くではないかといふ御意見につきましてはごもつとも存じますので、この点につきましては將來十分考究いたしまして、善処したいと思つております。

のめんどうを見られるというので籍を入れたものの、実際は話が違つておるといふので、籍をもどしておる。一度籍を入れたものは一切該当しないといふ取扱ひを受けましたならば、これは非常に恨むべきでございます。これらに對しましては、再婚を解消いたし、養子縁組を解消した場合に、これは当然年金、弔慰金の恩典を受けることのできる該当事となしたいと思ふのでございませうが、いかがでございますか。

それから昨日も少しお話があつたのですが、戦争のために非常に非難に動めて処刑された方があります。現在私の調べておるのに、非常に模範的な人でありまして、人のために非常に尽くした人が、一身に自分が罪を受けまして、そして死刑になつた人があります。その人はことに三高を一番で出て、そして東大を二番で出たといふやうな優秀な人でございませうが、すべて部下の罪は自分にあるといふので、何ら自分に覚えのないことを全部認めて死刑になつたのであります。こういう人は他に他にあると思ひます。その遺家族は三人の子供を三人とも戦争に出して、その一人だけが処刑されたといふ家庭であります。当然これらの処刑された人たちに對しまして、私は弔慰金、年金を支給すべきであると思ふのであります。いかがでございますか。

それから昨年援護法ができたのでございませうが、それまでの間何一つ政府なり地方が遺族に對してお世話をしなかつた。その空白は一体どういふふうになさるつもりでありますか。そのまゝまけておくつもりでありますか。他の国は、同じ敗戦をいたしましたドイツにいたしても、イタリアにおきましても、オーストリアにおいても、すべて空白というものがありません。日本だけが七年間の空白があります。これに對しましては打捨ててしまふお考えであるか、あるいはまた何か今後考えてみようかといふお考えであるかといふことをお尋ねしたいのです。

○田辺政府委員 再婚した妻及び他人の養子になつた子供は、恩給法上公務扶助料の受給権、受給資格を失うといふことになつておりますが、今度軍人恩給の復活に伴ひまして、遺族年金は、軍人に関する限り原則として、恩給法に転移するから、御質問の点は大体に對して恩給法の問題であると思ふのであります。

戦犯の刑死者に對する取扱ひの問題でございませうが、これは先般大臣からたびたびお答えがありました通り、政府といたしましては、そういう方々の御遺族の立場を十分考慮いたしまして、十分慎重に考究したいと思ひております。七年間の空白期間に對する措置といふお話でございませうが、これもやはり恩給の問題であると思ひます。昭和二十一年ポツダム勅令によつて恩給がストップされましたが、今度初めて七年間の空白を経て復活するわけでありませう。その間のギャップをどうするかといふことは、これもまた恩給法の問題と関連して考慮すべき問題であると思ひております。

ツにいたしても、イタリアにおきましても、オーストリアにおいても、すべて空白というものがありません。日本だけが七年間の空白があります。これに對しましては打捨ててしまふお考えであるか、あるいはまた何か今後考えてみようかといふお考えであるかといふことをお尋ねしたいのです。

○田辺政府委員 再婚した妻及び他人の養子になつた子供は、恩給法上公務扶助料の受給権、受給資格を失うといふことになつておりますが、今度軍人恩給の復活に伴ひまして、遺族年金は、軍人に関する限り原則として、恩給法に転移するから、御質問の点は大体に對して恩給法の問題であると思ふのであります。

戦犯の刑死者に對する取扱ひの問題でございませうが、これは先般大臣からたびたびお答えがありました通り、政府といたしましては、そういう方々の御遺族の立場を十分考慮いたしまして、十分慎重に考究したいと思ひております。七年間の空白期間に對する措置といふお話でございませうが、これもやはり恩給の問題であると思ひます。昭和二十一年ポツダム勅令によつて恩給がストップされましたが、今度初めて七年間の空白を経て復活するわけでありませう。その間のギャップをどうするかといふことは、これもまた恩給法の問題と関連して考慮すべき問題であると思ひております。

それから先ほど申し落しましたことが、二人以上戦没者があつた場合に、年金を禁止している問題であります。が、当初この法律案が立案されました際に、援護という立場であるから、二人以上あつた場合にはこれは支給しないことを御説明申し上げたのですが、これは先般申し上げたのですが、十分御審議をいたさないとはいけません。○青柳委員長代理 中川源一郎君、大臣に對する質問をお願いします。

○中川(源)委員 弔慰金について御質問いたしたいと思ひますが、大臣のお答えが願えれば幸いです。弔慰金は御承知の昭和十六年十二月以後に當てはめられておりますが、それでは弔慰金をもらえないという人がたくさん出て来ておるのです。十二年の七月七日以後の戦没者の遺族に對しても支給された。それでなければ十二年から十六年までの間に、もつておる人ともらわれないという人があつて、非常にまぢくになつております。その調停に基いて判断をされること一番正確である。いつまでも書類を厚生省にためて置くことになしに、そういうふうな解決して行つた方が都合がいいやうな気がすると思ひます。いかがでございますか。

えておきます。

もう一つは国債のわくでございませうが、これは昨年二十億出しまして、これをほとんど全部消化しております。今年も三十億のわくでございませうが、予算はまだ決定いたしませんので出しておりませんが、予算決定次第さつそく手配いたしまして、換金措置を早くするようにいたしたいと思ひます。八十億という希望でございませうが、これは今後の問題として考えたいと思ひます。

○中川(源)委員 ただいまの御答弁中調停の問題でございませうが、どうも調停のいる／＼な調査につきましては、民生委員によく御調査になります。民生委員よりも遺族会長が非常によく事情を知つておりますので、私も民生委員をしておりますが、民生委員の答弁と遺族会長の答弁に食い違いがある場合があるのです。その場合に多く民生委員の意見を尊重されるのです。これはたいへん迷惑でございませうが、まちない調べはおそらく遺族会長の方が正確でありますので、その点を十分お考えになりまして、今後遺族会長の言いつ分を用いるようにされたいと思ひます。

それから遺児の育英資金についてでございませうが、育英資金は昨年は六千八百万円ですか、今度は一億二千万円組まれておるのじやないかと思ひます。これは一般の日本育英会の資金は三十四億、昨年は二十八億でございませうが、これらの方法に何ら思典というものが無いというわけではございませう。もう少し遺児の育英というものに対して力を入れてもらうことができないものであつか、何分働き手を失

いました者の子供といたしまして、学校にやりたくてもやれない、途中で挫折してしまふ、定時制の教育を受けたりあるいは通信教育を受けている者が約三分の一の多数に上つていますが、それすらも行けないという状態の者が多うございませう。もう少し育英資金制度を拡大されまして、せめて教育なりとも少し助けになる方法を講じ、月に高等学校で昨年までは五百円、日本育英会も五百円、今年から七百円になるでございませうが、その金ではどうも教育が足りないのです。遺児の育英を奨励されるということもございませう。せめて大学程度の二千円というふうなものを出して、そうしてその教をもつとふやす、むすかしいことを言わずに遺児は優先的に教育をするというふうな方針をとつてもらえないかどうかというところを伺うわけにございませう。

そうして遺児の就職、遺族の就職、いふものに対して、今日までどれだけの御高配をいただいたか、一向目立つたことをやつてもらつていない。全国の職業指導所に対してどういふ通知を出されたか存じませんが、地方においては子供はよく勉強できてしつかりした子供である、採用したいが何分母親一人しかいない、片親の子供は会社の規定によつて、あるいは銀行の規定によつて、役所の規定によつて採用しないことになつていますから、遺憾ながらお父さんが戦死しておられるために、片親だけしかないので採用しかねる、今日は人が余つてゐるときでありませうか、好きなことを言つて採用しておるのであります。そういうふうな状態にございませう、ドイツの方に置きまし

ては法律を設けて、傷死者または遺児に対して三割以上を採用しない場合には、罰金幾らに処すとかいうような規定がございませうが、そういう罰則でも設けなければ片親だけでは採用できない、いくらよく勉強できて、まじめな子供でも採用ができないというふうなことは、これはあまりにも無残ではないかと思ひます。いかでございませうか、もう少し就職のあつせいを各都道府県において十分に講ずるような手配をしてもらえないかどうかというところを伺ひたい。

最後に慰霊行事でございませう。今後慰霊行事をおやりになるお考えがあるかないか、国において慰霊行事をする、あるいはまた地方において慰霊行事をする、七年の間捨てておかれたのてございませうから、實際国を恨んでおる者が相当あります。何一つやつてくれないじやないか、ようやく甲斐、年金を支給されるということになりましたが、年寄りに年に五千円ぐらいな金をもらつてどうか、恩給になりましたも四千八百円、それぐらいな金を一箇月にももらうならばよろしい。ドイツは御承知の通り昨年度では三千八百億の予算を組んでおる。ドイツの総予算額の三分の一を費しておる。本年は四百五十億の予算を組んで、そうして丁重支給を昨年度までして、中階級以上の生活を保障して来た。ドイツは丁重な扱いはしておる。ドイツがますます栄え行くといわれておるのでございませうが、日本のように国のために命を捧げて尽した者をいつまでも顧みない、わずかお灯明料にも足りないようなことをして、そうして澄ましてお茶を濁し

ておくとしようなことで、日本が文化国家をつくりあるいは道義国家をつくることのできるかどうかということをお考えなすときに、ある人は、日本は年々続く災厄を受けておる、これは英霊が恨んでおるのであると言ふ人さえあるのです。今度の九州の水害にしてもそういうふうな言ひがある。私どもは国のために尽した者に対しては、国が丁重な甲斐をする、慰霊祭を行うというところは必要なことであると思ひます。どういふふうにお考えになつておるか。たとえは靖国神社参拝にしまして、これまでは無料、汽車賃あるいはその他宿泊料も国家が支弁して参拝をさせたのでございませうが、終戦後は一切それがなされないという状態にございませう。この点、慰霊祭を行われることができればどうかかお伺ひしたいのでございませう。

○田辺政府委員 遺児の育英と就職の問題は、実は文部省、労働省の所管になつておりますが、われ／＼といたしまして関係機関と連絡協議いたしまして、御趣旨のような方向に進みたいと思ひます。

慰霊祭の問題でございませうが、遺族の御心境は、やはり靖国神社に御参拝になるところが非常に念願でありになるかと考えます。今度運輸省とも十分連絡をとりまして、靖国神社に合祀された方々の遺族が参拝される場合に五割引の運賃をするように目下努力中でございませう。近日中に手配ができることと考えます。

○青柳委員長代理 次に中川俊思君。○中川(俊)委員 遺族の援護補償の問題につきましてはすでに同僚諸君か

ら屢々具体的に御質問になつておるのでございませう、私ももつたくそ

れについては異議がないのです。今回厚生省がお出しになりました改正法案については私もとしましては承服することのできない幾多の点でございませう。従つてこの問題についてはできれば各党で共同して修正したいと思ひます。から、この点についてはひとつ大臣におきましても特に協力をしてほしいということをお願ひをしておくのであります。

他の同僚諸君がお触れにならなかつた一、二の点について御質問いたしたいと思ひます。第一は、年金収入が生活保護法上の所得とみなされておる、この点は質問されておりましたが、これは御承知の通り年金収入が生活保護法上に相殺されるといふことになりませう、五箇月間というものは年金収入を停止されてしまふのです。この点については、厚生省におきまして十分その事情を御察知願ひたい。先般も大臣がおつしやつたように特に九州の災害地については考えられること、私どもは大臣の御卓見に對してまことに敬服するものであります。さらに厚生省から取扱ひ上について考えよという通牒が出ておるはずであります。それはいかなる通牒をお出しになつておるのか、今ここでおわかりにならないければ、あとで資料を出していただきたい。この通牒が末端に徹底してないために、ある地方では一箇月ぐらいの相殺だけで、その次の月からは年金を出しておる地区がある。その次の年から出しておるところがある。そうかと思へば、ある県にお

いては五箇月ぐらいずつと相殺してお

るといふふうで、非常にまち／＼になつておられます。これは徹底してないためかと思ひますが、どういふ通牒をお出しになつておるか、おわかりなら御指示願ひたい。

○山縣國務大臣 ただいまの生活保護法の適用に對しましての通牒は、昨日の答を申し上げました通りでございます。なおどういふふうな通牒をどういふ文面でお出しなされるかということにつきましては、ただいま私の手元にごさいませんので、後ほど局長から申し上げることにいたします。ただ、ただいまのお説のような、地区によつてその適用が二、三になつておるとか、公平を失つておるとか、あるいはそれが保護の趣旨から見て適當でないということに對しましては、昨日申し上げました通り今後はその趣旨の徹底をはかり、また公平をはかり、生活保護法に明記しております公平性の徹底をぜひとも期したいと思ひております。

○中川(後)委員 この問題は、できるだけ全国同様にお取扱ひしていただくように、未端まで通牒を徹底させていただきたいという希望をいたしておきます。

第二は、甲斐國債の買上げ償還の問題であります。これは原則として生活保護者に限つておと思ひておりますが、先ほど田辺さんの御答弁を伺つておきますと、昨年度においても大体これは消化してあるというお話ですが、私は消化してないのじやないかと思ひます。たとえば、私は広島県であります。広島県の例を御参考までに申し上げます。昨年度広島県に割当てられましたのは三千二百万円です。このうち今年三月までに消化しておりますの

はわずか一千万円、二千二百万円まだ残つておる。そういう状態でありますから、實際は全部の消化が終つてないのじやないかと思ひます。しかしこれは私の調査でありますから、あるは間違つておるかも知れません。従つて田辺さんにお願ひしておきたいことは、二十七年年度におき、各府県でどういふふうな消化されておるか資料を提出願ひたい。

それからこれは大臣にお願ひするのではありませんが、ただいま申し上げました甲斐國債買上げの問題は、生活保護者に限つておる。これはもう大臣としては昨日御答弁があつたと思ひておりますが、九州のような水害地に對しては、特に考えるという御答弁があつたと私は記憶しておるのであります。これを一歩推し進めていただいて、もし事実余つておるといたしまして、生活保護者でなくとも、非常に困つておる者が遺家族の中には多いのですから——これは私もしばしば手紙で苦情を訴えられ、せつかく買上げをしてもらおうと思つて行つても、もう金がないんだと言つて飛びさるる。これでは規定が設けられても何にもならない。これは何とかしてもらいたいという希望が強いぶんあるんです。従つてこれを全般に行き渡らすと言つたたいへんなことだと思ひます。従つてこれを協賛して、なるほど民生委員の間で協賛して、なるほどこの人は気の毒だという人に対しては、もし金が余つておるといたしますならば、それをその方に振当ててもらつたら、つまり余す必要はないのでありますから……この点に對して大臣はどういうふうにお考えになつていらつしや

るのでしようか。九州水害地などと同居のように、特別のとりはからいを願へるかどうか一応承りたい。

○山縣國務大臣 昭和二十七年年度の買上げでございしますが、これは仰せのように買上げ償還が、昨年度は比較的によくわくとおり、そして府県において手続いたしたものであります。しかもふえておると思ひのであります。しかし手元に的確な数字を持つておられますので、これは後ほどまた数字等を差上げます。なおまたただいま仰せのように、たとえば二十億が消化しないので余つておる際に、お話のように生活困窮者のみにそれを割当てるといふ方針のもとに、余つた金を使わないというふうなことはいたさぬつもりであります。しかし私は、これは相当生活困窮者の方で事実上消化されるものと思つておられます。しかし今のお話のように、もしも消化しないということがあるりますならば、次の段階で困つておる人に早く償還するという形が当然であると思ひます。なおまたそれらの適用にあたりまして、御承知のように今回民生委員も法律の改正によつて活躍してもらへることになりました。社会福祉事務所が第一線機関として実情に即してこれをやりますことも当然であると思ひます。しかしやはりどこまでも生活保護の対象になつておる一番困窮者に対して、ますますつてその資金が渡りますようにいたし、なお余つておる際には、決してさうな通り一べんのわく、通り一べんの通達にこだわることはないと思ひます。

つてさらば検討したいと思ひておられますから、今大臣がお話のように、余つておるといたしますならばどうか範圍を拡張していただき、活用していただくようにお願ひする次第であります。

なおこの際、特に私は大臣にお願ひ申し上げておるのであります。遺家族援護補償の問題につきましては、私もから後刻いろいろ修正案が出ると思ひのであります。これについては、財源がないというのをまず第一に口実になさるだらうと思ひます。しかし私は決して財源はないと思ひなされる問題ではありません。すでに取上げられておる問題でもありますから、特に山縣大臣の御協力をお願ひしたいことをつけ加えておるのであります。それがそれは戦時中戦争に勝つたためだといふので、国民から取上げられましたダイヤモンドが、現在日本銀行の地下室に十六万一千カラットある。これは私も一昨年、第十三国会のときで地下を、行政監察委員会と日本銀行の地下室を实地に調査いたしました。大蔵省の管財局長にも来ていただきまして調査をいたしました結果、確かに十六万一千カラットといふダイヤモンドがあるのではありません。このダイヤモンドは各国民から取上げたものでございまして、これを今返してくれといふ人はきわめて少い。戦争の犠牲者になられた人に活用してもらへれば、それでけっこうだといふことを述べおられる人が非常に多いのであります。従つて遺家族に對する援護補償の財源にこれを充てられることが最も有効であり適切であると私は考へるのであります。

まして、これは他の委員会において現在取上げられておる問題でありまして、これを遺家族援護補償の方に向けたらという國會の意向が一致をし、さらにそういう機運に向ひました場合には、特に山縣厚生大臣の御協力をお願ひしたいと思ひのであります。

それから、一般の問題であります。厚生省に人口問題審議会というのがあるやうであります。これはわずか七十三万八千円ばかり予算を計上しておられるやうであります。人口問題審議会というのの一体どういふことをおやりになつておるのか。概略でよろしゅうございしますから、お伺ひしたいと思ひます。

○山縣國務大臣 人口問題審議会は、八十余万円の予算を昭和二十八年年度の予算案に計上いたしました御審議を願つておるものであります。この問題につきましては、予算委員会その他たびたび御質問がございまして、わが國の人口問題は重要であるから、あるいはこれは単に厚生省所管の一番議案にあらざして、内閣に付置した審議会にしてみたらどうであらうかというやうな意見を前國會にも出したのであります。それ以来いろいろ話があります。しかし昨日もさうな御質問が予算委員会にございまして、お答えを申し上げたのであります。現在人口問題研究所が厚生省所管の中にあります。そこでをやつておるものは、この人口問題審議会といふものは、今やつておるといふよりもこれからつくくるものであります。これからつくらんとする構想は、大体日本の人口問題といふのは、従来厚生省におきましてはいわゆる優生保護、受胎調節という面から主としてこ

七

の面を見ておられます。しかし人口問題は単にさような消極的な面だけでは解決しない問題であつて、日本の産業構造の問題とか、日本の資源の問題とか、あるいはさらにもつと深く掘り下げますれば、日本の国民の生活水準の問題もある。ことにそのうちの一つの大きな問題は、いわゆる従来の受胎調節の問題であります。そういうふうな問題を総合的に取上げて、そして基本的にこの人口問題を検討いたしました。その検討した基本的の線に沿つて、あるいは各省が、たとえば受胎調節の問題でありますれば厚生省がそれを推進する、あるいは農村の二、三男問題でありますれば農林省その他が推進するといふふうにとりあはず持つて行こう。もちろんその構想を大にいたしまして大きな審議会をつくり、大きな予算をもつてあるいは内閣に付置することにはつこうでありますけれども、今度はこちらでつてみよう。それでいけなければ今後適当な機構、適当な官制のもとにやつて行くがよいが、とりあえず現在は現在の官制上、厚生省の所管になつておることでもありますから、あるいは厚生省の中に従来人口問題を研究しております研究所等もございまして、一応それで発足してみようといふこともございまして、——

りません。ただ一步を推し進めて、人口問題に対して国として検討を進めて行きたいということでありませぬ。ただ一步を推し進めて、人口問題に対して国として検討を進めて行きたいということでありませぬ。

つぎ、西ドイツにおきましては人口配分をする役所がございまして、そこでこの土地にこれだけ向けると、この土地にこれだけ向けるといふふうには、ちやんと配分をしておる。従つてその土地においては食糧が足りない、住宅が足りないといふようなことはない。そういうふうな配分計画までやつておられますが、この人口問題は日本にとつて大きな問題でありますから、大臣はこの問題についてそういう抱負なり、あるいは将来そういう計画をお持ちになつておるかどうか。ただおざなりに、人口問題審議会というので受胎調節であるとか、優生保護であるとかいふことでお茶を濁しておつたのでは、人口問題の解決はできないと私は考えておりますが、真剣にこの問題とつと組んで、将来のそういう大計をお立てになる御意思があるのかどうかといふことを、一応伺つておきたいと思ひます。

調節をはかるといふような問題を取上げておるのであります。従つて積極的な問題、人口の配置は、移民も対外的には一つの大きな問題であると思ひます。また対内的には資源あるいは労働等のいろいろ関係もにらみ合せて、国内的の配置をするということも一つの構想でありましよう。従来も多少そういうことは考えられておるけれども、総合的に一つの線を出して、それからそれに従つて、その示すところから従つて強力な政策を政府はとらんとするのであります。なおそれに触れておられますが、従来はたとえば人口問題に対して受胎調節ということ、しかもその受胎調節は政府の考え方といたしましては、優生保護の見地から受胎調節をいたしておる、あるいは母体の保護という見地からいたしておる。人口問題の解決という線に沿つて受胎調節という線は政府はまだ出しておりませんが、私はもう現在の段階において、あるいはこれは閣議決定等を待たなければいかぬかもしれぬが、人口問題の解決には、単に母体の保護あるいは優生保護という見地から一歩を進めて行くべき段階に來ているものではないかと私は思つておる。従つてたとえば家族計画という点について、さらには検計を進めるべきじやないか。さういふいろいろな点から、今仰せの人口の配置なんかの点も積極的あるいは消極的、あるいは対外的あるいは対内的、いろいろな点から検討いたしたいと思つておる次第であります。

は、日本における将来の大問題でありますから、慎重にお考えを願ひたいと思つておられます。移民とかなんとかおつしやいますけれども、御案内の通り相手のあることでありませぬから、そういうことだけをたよりにしてこの問題を進めましても、なか／＼解決しないと思つて。従つてこの問題は国内で処理しなければならぬ、こういう見地に立つて人口の配分問題等も御考慮願ひたいと思つておられます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。

御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。御案内の通り、私はたいへんな問題だと思ひます。



大体三〇%前後に課税することになつてゐるのであります。ところが政府のある大官がその土地に行つて——その土地は全国でも最もこの医療報酬を高くしてもらいたい、値上げをしてもらいたいという強硬な主張をしてゐる土地でございますが、その土地に政府の大官が行つて、そうしてどうかこの単価上げの問題はあんまり騒がぬでくれ、そのかわり課税の点についてはこの県だけは特に考へてやる、こういうことを某大官が言つてゐる事実がある。そこで土地の医師会長は、そんなことをあなたが言つても、国税局ではあなたの言う通りにこの県だけを特に課税を引下げるといふようなことをしはしないから、もしあなたがそういうのなら、ここに国税局長を呼んで来て、われ／＼の前で国税局長にこの県だけは特に引下げるといふことを言明させてくれれば承知しよう、こう言つたところが、よろしいというので、国税局長をその医師会の連中のいるところに連れて参りまして、そうして国税局長から、そのことを特にそれでは引下げます、こういうことを言明された事実がございます。これによつてその県だけは昨年の課税が安くなつてゐるのであります。そういうような一つの県のために全国の医師会がこの社会保険に協力をしない、その結果社会保険の運営がよく行つていないということも一つの大きな原因だと私は考へるのであります。この問題は大臣は御承知でしようか。この点について一応お伺ひいたしたいと思います。

○山縣國務大臣 たいだいまどの県か知りませんが、昨年の単価の決定にあつたてのお話がございますが、私の承

知いたしてゐるところでは、なおまた昭和二十七年年度の診療報酬の課税に対する決定にあたりましては、一県だけに対して特別の措置をとつたことは報告も受けておりませんし、さようなことを今政府はいたしておりません。これは全国の診療報酬の単価の改訂は一律にいろ／＼な観点から決定は正すべきものとして、課税標準といひますか、二割五分ないし三割といふ一つのマジヤストメントを加えて、そうして解決をいたしたのでございまして、ただ一県とか一地方に対して特別の措置を講じたとは私は承知いたしておりません。

○中川俊委員 大臣御承知の通り、大体社会保険の医療報酬は二〇%から三〇%の範囲内で課税することになつてゐるのです。従来は大体三〇%まで課税されておつたのです。ところがこの県だけは昨年三〇%課税されてゐない。従つて最善医療報酬の単価引上げを強硬に主張しておりましたこの県からそういうことが出ましたために、昨年は医療報酬の引上げはなかつたはずであります。そういう結果医師会がこの社会保険に協力しないという事例が生じて、社会保険がうまく運営をされてゐない。これはいづれ私どもは他の委員会においてこの問題を取上げる準備をいたしておりますが、この点につきましてそういう問題があるかどうか。もしあれば厚生当局といはしめても、そういうばか／＼しいことによつて社会保険の運営が阻止されてゐるということになりますれば重大な問題でありますから、御協力願ひたいと思ひます。

○柳田委員 時間もたいへん遅れまじつたし、他に御質問の方もあろうかと思ひますので、私は厚生行政のうちで特に、局長なり課長の意見というよりは、主として大臣のお考えに属するような点だけを簡略に御質問したいと思ひます。

第一の点は、国民健康保険の問題であります。国民健康保険が昨国会におきまして一割五分の給付負担を認め、さらに今国会におきましては一割五分の予算案を見てもありますが、どうにかこれも野党各派さらにはただいま折衝中の改進黨自由党との協調等によりまして、われ／＼多年望望いたしました二割の医療給付の線も実現できるかに見受けられるのであります。この点は何としても山縣厚生大臣の在任中の大きな功績だといふことはいふまでもありません。特に日本の社会保険制度の根幹をなしております国民医療、しかもその国民医療の根幹をなしております五千五百万人からの、他に社会保険制度のなすこの国民健康保険に医療給付の道を開かれたことは、日本の社会保険制度史上から見ても大きな一つのエポックをつくられたもので、これが山縣大臣の在任中にできましたことは、他の委員も申してゐる通りによつて御同慶にたえないのであります。しかしながらここでお尋ねをしておきたいのは、この国民健康保険に医療給付をなされた根本的の考え方が、現在国民健康保険を設置するその事業体、その事業主、保険者が運営難に陥つてゐるがための救済策としてなされたものか。それとも社会保険制度を確立するといふ一つの崇高なる理念のもとになされたか、この点をはつきり承りたいのであります。

○山縣國務大臣 この問題は二、三回お答えをいたして参つておりましたが、理論的に申しあるいは理想的に申しますと、かりに赤字がなくても給付に対する国庫負担をいたして、それによつていわゆる社会保険の確立を実施するといふことは言えます。しかしやはり政治は現実でありますし、いろ／＼なことはすべて現実を一応見なくてはいかぬのであります。今仰せの通り現在における日本の社会保険の推進の根幹をなす国民健康保険が保険財政の赤字で悩んでおりましたので、たとへば二割といふ三割と申しまして、これをしからばあの社会保険制度審議会がどうの目安で二割といふ目安を置いたかといふことに対しては、理論的には一応意味は立つておりますが、やはり現実の国民健康保険の運営といふことを考へなければならぬのであります。一応政府は国家財政の見地もありませんから、現在の国民健康保険の運営が危機に瀕してゐるのに対しては、大体御供述のような過年度からの繰越しの赤字があり、なおまたこのままではつておきますれば昭和二十八年年度におきましても相当の赤字が出ますので、なお先般来国庫の運営に關しましては、たとへばこの運営の方法あるいは国民健康保険の範囲いかに、そういう問題もいろいろ検討すべきことがあり、なおまた給付に対する国庫負担は今初めてやるのでありますから、この財政の面または運営の面を相まつて、今後の日本の国民健康保険の完成を期したいといふ趣旨から一割五分を皆様の協賛を経て前国会に出し、また今国会にも出してゐるのであります。従つて私ども

もは一割五分がいいのであつて二割がいかにぬといふことは一切言つておりませんし、とにかくいろ／＼なことを勘案して、まずもつて現在における最善、改善の策として予算の編成をいたして参つてゐるのであります。従つてここで理論的にあるいは理想論としていろ／＼申し上げることもできませんけれども、政府といたしましては、まずもつて国民健康保険をその財政が確立されて運用ができるようにして参りまして、もつて日本の社会保険制度の推進に當りたいといふことを考へておられます。でありますからここで固然と割切つてどうこうといふことを今政府の立場としては申し上げかねるのであります。

○柳田委員 私質問はごく簡単にいたしますから、大臣もごく簡潔にお願ひいたします。

大体近代国家におきましては、個人の疾病と貧困の原因は社会にある。社会の連帯責任である。これを克服するために、国家の責任においてなすといふのが社会保険制度の根本理念であり、日本の憲法二十五条のあの調子の高い文章もそれから出ておると思ひます。でありますから、大臣に今私がさうに質問したから、さらにつけ加えて、それならば健康保険にもほかの保険にも給付をせよと迫るのではありませんので、せつかく大臣の時代にこういうやうなりつばな業績を残していただいたのですから、私は大臣の口から聞きたくつた。というのは、やはりそういうやうな大きな社会保険制度の理念に立つて国民健康保険の給付も医療給付もしたのであるが、とにかくにも、やはり政治は現実であるから、一応今

もは一割五分がいいのであつて二割がいかにぬといふことは一切言つておりませんし、とにかくいろ／＼なことを勘案して、まずもつて現在における最善、改善の策として予算の編成をいたして参つてゐるのであります。従つてここで理論的にあるいは理想論としていろ／＼申し上げることもできませんけれども、政府といたしましては、まずもつて国民健康保険をその財政が確立されて運用ができるようにして参りまして、もつて日本の社会保険制度の推進に當りたいといふことを考へておられます。でありますからここで固然と割切つてどうこうといふことを今政府の立場としては申し上げかねるのであります。

国民健康保険が最も苦しんでおるの  
で、その点から先につけた、こうおつ  
しやつていただけたら、私はそれで満  
足するのであります。その点を突は聞  
きたかつたのであります。おそらく  
大臣の御心中もそこにあるうと思いま  
すけれども、やはり政府の立場におら  
れますと、またうづかりあげ足をとら  
れて、そういうことを言つたからまた  
健康保険に出せと言われるかもしれな  
いと思つていらつしやるのかもしれま  
せんけれども、そういうやばなことは  
言いませんから、少くとも大臣は、そ  
ういう業績を残されたのでありますか  
ら、大臣の口からこういう崇高な理念  
に立つて給付をしたというのを聞き  
たかつたのであります。

○山縣國務大臣 決して私の功績にい  
たすつもりも何もございせん。これ  
は柳田先生よく御承知の通りでありま  
して、今回の予算は流案になりました  
予算を踏襲いたしておるからでござい  
ました。前の流案になりました予算  
算編成の際の最後の二、三回の閣議、  
及び閣議終了後におきますあの予算書  
を印刷いたしますときの事情をごらん  
になりませう、私の真意はよく御了  
解の通り、私はこれは、あまりはつき  
り申すとあとでしかられるかも知れま  
せんが、当時二十九億、この額を私は  
閣議ではつきり申したことはありませ  
んから、閣議のことは、これは閣外秘  
密でありますので、誤解のないように  
申し上げますと、二十九億の金をもら  
うというのではなくして、給付に対  
する国庫負担一割五分の二十九億とい  
うことをはつきり申しておる。予算書  
にも当初、給付に対する国庫負担一割  
五分に基いて、ただ二十九億を出すの

だという予算になつておりましたか  
ら、予算の印刷の印刷がえまでさし  
て、給付に対する国庫負担一割五分の  
二十九億ということにいたしましたのであ  
りますから、この点御了承願いたいと  
思ひます。

○柳田委員 どうもすつきり満足でき  
ませんが、私はなるだけ誘導尋問して  
大臣の真意をお伺いしようと思つて質  
問したのですが、それで大体わかりま  
した。

これは希望だけありますから、御  
答弁はいりません。この給付費の補助  
についてであります。現在、給付を  
なされる手段として段階を設けられてや  
つておられます。これはいわゆるフ  
ットにやれ、さように申すにはあり  
ませんが、この事務はお役人にまかせ  
ますと、とにかく必要以上に段階を設  
けまして、必要以上に事務を煩雑にす  
るのがお役人です。現に国会の請願  
のうち八割を占めます地域給にいた  
してしましても、余談になりますが、あれは  
どこまかくわける必要のなかつたもの  
が、やはりこれは役人の何と云います  
か、自然に出て来るのでしようね。あ  
れが災いしまして、政府はにつきもさ  
つちも行かないようになつておりま  
す。この轍を踏まないように、あまり  
ごまかい方法によつて給付をなさらず  
に、もう少し大まかに、やはり給付費  
の二割ならあつたり二割出す。しかし  
それでは保険に対して成績をあげてお  
る、あるいは熱意を示しておる、ある  
いはそれほど努力しないというよう  
なところを一律にするわけに参りませ  
んから、その点を勘案されることはけ  
つこうであります。現在とつておられ  
ますような、あまりにもごまかい、あ

あいうセクション、セクションにおけ  
てのお役所仕事はどうかあなたの方か  
ら多少ブレイキをかけていただけだ  
い。そうしませんと、今の地域給のよ  
うにまたにつきもさつちも行かないよ  
うな、これはほつておけば官僚は自然  
にそういうことをするのであります。  
この点は、私は大臣に御要望申し上げ  
ます。御答弁はいりません。

次は社会保険でございます。統合の  
問題が前委員会において何回も出まし  
た。私は同じ質問を繰返すのではあり  
ませんけれども、大臣は、この統合の  
問題は将来の問題として研究したい、  
こういう御答弁であります。これは私  
は単なる一片のお言葉と解釈しておる  
のであります。やはりこういう社会  
保険の統合というものはしらく簡単に  
できないと思ひます。それによつて  
来るところの原因があつてで、また  
その原因別によつてこういう給付があ  
るのですから、その簡単にはできな  
い。相当の摩擦を克服する勇氣がなけ  
ればできない。従つてこういう保険統  
合をやるからには、腰を入れて、今か  
ら試案くらいはつくつておいて、各方  
面を多少の摩擦を起しても、その摩擦  
をまるめて行つて目的を達したいと思  
う。そこで木村さんは勇敢に、私の案  
であるが、試みの案であるか、つくら  
れましたが、これは非常に大きな問題  
である。そこで少くとも社会保険統合  
に対して私の案でもつけようです、試  
案でもつけようですが、そういうよう  
なものをお出しになるお考えがありま  
すかどうか。ただ考えておくと、この  
案では、身分の保障もない大臣であり  
ますから、どういふことになるかわか  
りませんので、今のうちに山縣私案と

いふものをお出しになるお考えはあり  
ますか。承つておかぬと、ただ答弁の  
上で、考えておきます、考えておきま  
すでは納得行かぬ。率直にお願いま  
します。

○山縣國務大臣 率直に御答弁申し上  
げますが、今後検討して参りたいと思  
ひます。

○柳田委員 それでは重ねてお尋ね  
たしますが、そういう統合の案は、現  
在出ておられます社会保険制度審議會の  
答申案に二応根幹が出ておると思ひ  
ます。ことに社会保険審議會は内閣総理府の  
諮問機関であるから、当然尊重されな  
ければならぬ。同じ諮問機関である  
ところの恩給法特例の答申案にはすく飛  
びついた政府ですから、やはり社会保  
障制度審議會のりつばな答申案を尊重  
していただきたい。その答申案に対し  
ていかがお考えになつておられます  
か。もしも将来社会保険の統合をする  
ならば、今社会保険制度審議會から出  
ているような線に持つて行きたいとい  
うお考えでございせんか。

○山縣國務大臣 実は社会制度審議會  
の答申は、実に各般にわたりました非常  
に広い分野にわたつて答申がなされて  
おることは、先生も御承知の通りであ  
ります。現在社会保険制度審議會が取  
上げておられます問題は非常に間口も  
広く、奥行きも深いのであります。と  
ころが恩給制度の復活は間口も一つ  
で、奥行きもきまつておられます。それ  
と違つて社会保険制度審議會の答申と  
いふものは日本の今後の社会生活ある  
いは国そのものの行き方について関係  
の深いものですから、そう簡単に、恩給  
法と同じような程度で政府が取上げる  
ことができないことは当然でありま

す。社会保険の統合は、審議會の報告  
にも取上げておりました、またわれわ  
れもそう思ひます。たとえは同じ被保  
険者であつて、そうして保険がクラッ  
シュいたしております。たとえは現在  
問題になつております厚生年金もそう  
であります。これのごときもききう  
予算委員会で、国民年金制度をどうす  
るか、これをすく実施する意思があつ  
てしかるべきではないかという質問も  
あつたのであります。これは勧告の  
中にも国民年金制度をただちにとると  
いうことは勧告いたしておりません。  
理論としてはいろいろ考えられますけ  
れども、たとえは厚生年金の問題にし  
ても、終戦後においては、各事業会社  
あるいは工場等においては、一応当時  
のいわゆる生活給といわゆる従来の意  
味の俸給との觀念がいろいろかわつて  
参りました。生活給という意味から、  
たとえは退職金のごときは分割して、  
その月の俸給に入れて支払つて来た。  
しかしその後また俸給制度ができ  
たが、いろいろ物価の関係等におい  
てもとの退職金制度を別に置くことにな  
つた。そうしますと経営者の言いつ  
から見ますと、退職金制度というものと  
厚生年金制度というものはクラッ  
シュいたしております。これを統合しなけ  
ればならぬというやうな問題がある。従  
つてこの問題は、日本の現実の経済あ  
るいは社会といふものと関連をもつて  
検討しなければいかぬ問題である。い  
わんや労災保険あるいは失業保険ある  
いは国民健康保険、健康保険、これら  
は先生が最初に簡単に行かないと仰せ  
られました。そういうふうないろいろ  
発生条件が違つてあります。従  
まして、この統合に對しましては、審

議会の指向せられております方向に従つて検討いたしますけれども、仰せのように今すぐに試案を出すとか、あるいは勧告の中に盛り込んでおきますものをどうするか、ということに対しては、たとえば退職金制度と厚生年金制度との関係は、日本の経済の現実というものが今後どうなつて行くかということとにらみ合せて解決すべき問題である。従つて今後は十分検討いたして、できるだけ被保険者の負担もなく、ことに労働者諸君の負担を軽くして、しかも社会保険の適切にして有効な効果をあげるようにしなければいかぬということも痛感いたしております。でありますから検討はいたしますが、今具体的にどういふ線で、社会保険の統合を考へているかということに對しましては、なおしばらく検討の時期をおかしく願ひたいと思ひます。

○柳田委員 尤だいま中川委員から保険の単価の問題が出ましたが、この単価の問題で、今ネックになつておるのは、薬剤費が非常に高い、薬剤費も特に同方でないにわゆる新薬と称するものが非常に高い。この原因は、私は日本の特別の現象だと思ふのですが、いわゆる雑誌、新聞等に新薬の広告が多過ぎる。おそらく世界の各国まわりましても、病人が自分で注射できないような注射液の広告が新聞、雑誌あるいはウィクリーといふものに出ているところはほとんどないので、おそらくこれは専門の医学雑誌だけに出ているのです。従つてわが国の保険単価が非常に高い、医療費もそれに従つて非常に高い。その何割か、非常に多くのものを、広告費を飲んでおる、広告費の薬を注射しておる、こういう現状にな

つておる。これはアメリカに行きましても、あのライフにも薬の広告は出ておりません。この点は製薬会社は、それぞれ広告費が実際の営業費の何割にもなつておりませんということも言つておられますけれども、現実新聞に出ています広告を見ますならば、映画の広告か、百貨店の広告か、薬の広告か、本の広告か、これくらいに限られておられます。このくらいたくさん広告費が出ておることは、結局はね返つて来て、薬価に響く、それがまた社会保険の単価に響いておるのであります。が、こういう点に対して何らか規制する方法はないものか、これは非常にむずかしい問題で、ちよつと無理な質問かもしれないが、大臣はこの点どうお考えになりますか、何つておきたいと思ひます。

○山縣國務大臣 その点私もまづたく同感に考へております。現に外国に行つても、日本ほどその薬の広告は出ておりません。昔よく外地に、ことに満州、当時の支那あるいは台湾等に行きましても、どんな奥地に行つても日本の売薬の広告が出ておりました。また現に日本の新聞雑誌等においても仰せの通りでありまして、それが自然に薬価の高騰に影響し、保険単価に影響いたして、そこにむだがあるということも、私もまづたく同感に考へておりますが、これを法制上どうするかということについては、私はただいま確たる知識を持っておりませんが、しかしなるべからうに、いたさなければならぬということについては、まづたく同感であります。この点は何か検討し得る点がござ

いましたら十分検討してみたいと思つております。

○柳田委員 これは事実実際にやろうとすれば非常にむずかしいことはよくわかりますが、これは今後の国民医療として非常に大きな問題でありますから、どうか大臣にも御在任中にとくと御研究をお願いしたいと思ひます。

次に、社会保険の事務の簡素化であります。これが非常に要望されておるのであります。さらに社会保険の官僚制に對して非常に反発が、大臣のお耳には直接入らぬかもしれませんが、何らか将来において社会保険の事務を簡素化し、さらにもう少し官僚制を少くして、先ほど中川委員がおつしやつたように、国民をして心から協力せしめる態勢について何か手をお打ちになるお考えはありますか。

○山縣國務大臣 この問題は私もかねて国民健康保険の給付費に對する国庫負担をいたします際に、ありていに申しませれば、当時なか／＼問題がございまして、給付費に對する国庫負担は閣議においても、難航に難航を続けたのであります。その際に私はこれは国家財政の困難な際において給付費の国庫負担は、これは先ほどの御答弁を裏からお答えすることに相なりますが、給付費に對する国庫負担ということと赤字に對する助成とは相当本質的に違ふのであります。この点柳田先生は相当御納得が行くと思ひますが、そういうことでありますから、国庫負担として国家財政の見地から見れば、わずか二十九億でも、これは相當な大きな問題であります。従つて今後単に国家が財政補助をするということだけ

ではないかぬので、いわゆる社会保険の運営に當つては元費を節約して、そうしてできるだけ、先ほど申しましたように被保険者、従つて一般国民の負担を軽くして、給付の内容をよくしたたは、そのためには、国民健康保険だけではありませんが、国民健康保険等について、今後その運営に當つては、十分に合理化をはかりたい、こういうことを申したのであります。先生のただいまのお尋ねはそれとちよつと違ひてあります。が、そういうこととらへらの問題でありまして、事務を簡素化することは私はぜひしたいと思つておられます。但し昨年も広島県においてたしか問題になつたのじやないかと思ひますが、保険医の監査の問題について、これは当時参議院の委員会において、私はよく申し、今後あいつふうな城を越えたいわゆるほんとうの意味の監査にあらざる干渉的な監査をしないことを、よく徹底いたさせておられますが、事務の簡素化並びに監査等に對しましては、今後十分留意をいたすつもりでおります。

○柳田委員 最近各地に、アメリカでつかカナダでつか知りませんが、キリスト教、これは新教も旧教もあろうと思ひますが、キリスト教が、慈善と稱しておられますが、実際に一般診療の病院が各地にできる気運に向つておられます。このことは一概にこれを排斥するものではないと思いますが、これは大臣にちよつとお聞きとりおきを願ひたい。大体において信者の寄付によるということになつておられます。しかしながらこれは一般診療に入りまして、また社会保険の医療を担当するのであります。ところが、現在の医療機関のどこを見

ましても、黒字経営のところはほとんどありません。みなそれ／＼赤字補填をしておるのです。こういうふうなキリスト教のものは、うしろに大きなフアンドの援助がありまして、事実それによつて運営されるのです。こういうものは、たとえば地方大都市ならば、これは百貨店の存在価値もありまして、これが中小都市に百貨店ができては中小企業が軒並に困るようなものであります。まして、小さな公的機関、開業医には相當の圧迫になつて来る、こういう点が一つ。それからもう一つは、大体において植民地政策というものは、宗教とそれから次に医療というふうなきまつておるのであります。が、こういうにおいが多分にある。日本においては大体医療機関は都市に少し偏重し過ぎておると思ひます。いろいろなところ、都市にまたさらに偏在して、こういうふうな外国資本の、しかも宗教を排斥するのではありませんが、系統の違つた病院が群生すること、私は好ましくないと考へておるのであります。これに對して大臣はどういうふうにお考えになつておりますか。

○山縣國務大臣 この問題は地方でよく話を聞くのですが、ものは違ひますけれども厚生年金病院ができるとか、あるいはまたある都市において一応私的の医療機関が整備しておる際に、公的医療機関がそのすぐ横にできるというふうな問題とも関連をいたしたやうな意味での御質問と思ひますが、日本の従来のいわゆる私的の医療機関があるにかかわらず、そういうふうな慈善とか何とかという名目において外国の医師等が開業しておる、あるいは病院等

を開いたしておるといふことについてのお尋ねでございますか。ちよつと要点がわかりませんので……。

○柳田委員 大体私の質問の要旨は、これが日本において最も必要とするところの結核とか、あるいは精神病、癩とか、そういう特殊のものにやられるならば、話はわかたつておるが、結局においては一つの植民地政策においては多分にあるようなこういうものが、日本に来ることが好ましいか、それとも好ましくないか、こういうことを伺いたいのであります。

○山縣國務大臣 たとえば教育、医療といふような問題については、やはり国民大衆の、いわゆる社会全体の福祉にいかどうかということでもつて、判断すべきものでございまして、個々にどうこうということとは、私は言えないのではないと思ひます。現に教育事業にいたしましても、医療の事業にいたしましても、日本の国民大衆から見まして、非常に歓迎すべきものも多々あるものでありますから、抽象的にそれがいいとか悪いとかいうことは言えないのではないかと。もしも国民大衆のために低廉なる医療ができ、またその医療の内容そのものがよろしければ、必ずしも悪くはないと思ひます。但しその配置とかいろいろな点につきましても、問題がございまして、しかし抽象的にどうこうということとは申しかねるのであつて、具体的に決定すべき問題ではないか、かように考えておられます。

○柳田委員 病院に半數ぐらゐは外国人医師が診療しておるやうに聞いておるところもあるのですが、現在の日本の医師法によりまして、そういう外国

人で、外国における医師免許を持つておる者が、日本において医療に従事することに對しては、どういふやうになつておりますか。

○山縣國務大臣 これは医師法に規定がございまして、外国の大学を卒業して、外国で免許をとつた者が、大体日本の大学を卒業して、一年間インターンした者と同一資格があれば、国家試験を受ける資格を持つてゐる。これは英國とか米國とか、いろいろ（医療の発達した水準の高い國と、そうでない國）がありまして、日本の大学を卒業して、一年間インターンを受けた者と同等の資格を持つてゐると認定されれば——これは厚生大臣が認定するわけでありまして、その際には、一応予備試験を受けさせます。そして一年間実施の修業をして、それから国家試験を受けますから、別に支障はないと思ひます。

○柳田委員 それはその通りですが、従来日本とメキシコ等におきましては、日本の医師免許はそのままメキシコの医師免許に適用し、メキシコの医師免許はそのまま日本の医師免許に適用するように私は理解しておつたのですが、たとえばアメリカで日本人が開業しようとして、国家試験を受ける場合には、英語というよりも、アメリカ語以外には受けられない。だから、実際に日本人がアメリカで開業することとがむずかしい。日本の場合には、英語で受けようが、日本語で受けようが、ドイツ語で受けようが、御随意でありますから、アメリカ人は、どん／＼日本にやつて来て医療ができる。ところが日本人は、ロサンゼルスで医師をやろうと思つても、アメリカ語によつて口頭試験や学科を受けなければならぬ

いから、なか／＼たいへんです。こういう点から考へて、日本は少くとも獨立國として、日本の医師国家試験といふものは、日本語で口頭並びに筆記試験をするといふふうにお改めになる御意思があるかどうか。

○山縣國務大臣 その点は技術的な問題でありますから、後ほど政府委員から御答弁させます。但しこの問題は、たとえばほかの大学の入学試験でも、英語だけでやつたこともあります。私が大学に入つたときには、英語だけの試験でございまして、現在も、相当英語の試験を重視してゐるところもありません。詳細なことは、あとで局長から申し上げます。

○柳田委員 入学試験と国家試験とは別ですから、その点はまたあとでお聞きします。

次にインターンの問題であります。現在医師になりましては、六・三・三、それから二・四、さらに一年のインターンを受けて、また半年ほどたなければ、医師免許が来ないのであります。これに對しては相当廃止の聲が強いのです。私は前国会においても、参考人と呼んだときに聞いたのですが、いろいろそこから考へてみますと、インターンの問題はいろいろ考へたらどうかと思ひます。要するに医学教育をするところの文部省側においては、その医学教育の中において、医師に必要なところの最低の知識並びに技能を与えるのが税文部省の責任であります。そして文部省が責任をもつて、医師たるに適當な者だけに卒業證書を与える。厚生省は別であつて、実際に国家試験をやらされるのでありますから、厚生省の方で国家試験をやら

れる以上は、文部省に責任を持たしたならば——私はあえてインターンそのものを否定するものではありませんが、そういうものをわざ／＼六・三・三・二・四の外に置いて、厚生省の方でやらなくても、文部省側に一任する。出て来た者を厚生省が国家試験でふるにかけるのであるから——昔はそれぞれの学校において卒業證書を与えた者に、即座に医師免許を与えたのであります。ところが、国家試験がある以上は、文部省にまかして、インターンという実質を六・三・三・二・四の課程の中に入れてしまつたならば、これでいいのではないかと私は考へておりましたが、これに對して厚生大臣はどう考へておられますか。

○山縣國務大臣 私、実は予算委員会に呼ばれておりましたから、詳細な点は申し上げることを略しまして、政府委員から答弁いたすことをお許し願ひたいと思ひます。ただインターン制については、これまた衆参両院の委員会、あるいは予算委員会でも、たび／＼質問がありまして、答弁いたしておりますが、インターン制度そのものは、やはり必要だといふ見解をただいま持つておられます。今の仰せは、インターン制度そのものは必要だが、それを学校の課程の中に入れてはどうかといふ御質問でございます。それも一つの方法ではありまして、けれども、一応現在では、学校の課程外にインターン制度を置いておられます。しかし今いろいろ問題になつておる点がありますから、それをいかにして解決して善処するかどうかということを考へておられます。

具体的なおことは、後ほど政府委員からお答へ申し上げます。

○柳田委員 次にもう一つ、國民が非常に喜んでゐる問題を取上げますが、これは簡易水道の問題です。この簡易水道の問題は、予算額も本年やつと四億になつて、わずかなものであります。が、この実施を受けた農村におきましては、ほんとうによこんでおります。私の知つておられます農家におきましては、水を台所に運ぶ距離を計算いたしますと、東京から下関まで行くくらいの距離になります。そういうわけで非常に喜んでおる。ことに農村におきましては、いかに環境衛生の改善、台所の改善を叫んでも、根幹は水であります。これを政府が取上げられたことは、私は非常に敬意を表するのであります。ことに将来農村における國民医療の問題に對しても、水の解決が大きな問題である。そういう予算額といふものは、はね返つてまた國民医療の方の額が減つて来ることは必然であります。さらにまた、これが農村の人間の労働力をカバーして、食糧増産になることもわかつておられます。こういうふうな、ひとり厚生行政だけでなしに、農林行政にも密接な関係があります。ただ現在國庫補助が四分の一でありますので、實際にはほしいが、その補助率が多量にも少いところに難点があります。しかしながら、水道事業といふものは、そこから水道の料金が上つて、収入が上るから、補助はいらないのではなからうかといふことを、おそらく大蔵省の役人は言うらるうと思ひますけれども、それは役人のお考えであつて、こういうふうな農村の環境改善、さらに食糧増産、國民医療に大きな影響がある、こういう善政であるところの簡易

水道の問題に対しては、少くとも補助は二分の一ぐらいの国庫負担をして、これを普及せしめるにはいけないと考へておられます。ことにどの農村におきましても、水はほしい。しかしながらお百姓さんというものは、今までただ飲んで来た水が、月額六百元も四百円も出したのでは、少々つらい思いをしても昔の方がよい少くとも二百円ぐらいで飲みたいと考へておると思う。そういう見地から考へたならば、やはりこれは国庫負担の率を多くして普及せしめたいと思ひます。これは私にはあえて御答弁はいらぬのであります。特に山縣さんの御在任中にもう少し農林省なり大蔵省と折衝されて、この簡易水道をすつと全国に普及させるような方法をせめていただきたい。これはほんとうに農村が喜んでおられますので少くとも負担率を二分の一ぐらいにまで持つて行つていただきたい、かように思ひます。

○山縣國務大臣 これはまづたく御同感であります。簡易水道は善政中の善政であつて、ことに農山漁村のいわゆる公衆衛生の面、あるいは日常の生活の面から一番大事であり、しかも割合金がかからぬものでありますから、ぜひ予算的措置をいたしたいということ、御承知の通り今年予算を四億とつておられます。四億といへば、十六億の事業規模でありますと、わずかに約二割でありまして、われ／＼としては一応千三百万を対象にして計画を立てており、お説の通り、これは私も今後とも努力いたしたいと思つておられます。この点については、実はこの間も御報告いたしたように記憶しておるからごめんこうむりますが、今回の水害に対して簡易水道が大きな光明を与えておる。今度の佐賀県の一帯の災害地である嘉瀬村に私は船で参りましたが、悲嘆のどん底にあつた嘉瀬村が、佐賀県の今年五月に開通した簡易水道第一号ができておつたために、全村が疲勞困憊に達してどん底にあつたにもかかわらず立ち直つたということもありまゝ。これは痛つて閣議でもすぐ報告をいたし、はなはだ何であります。先般の奏上の際にも、私は陛下に奏上いたしましたのであります。この簡易水道の問題は、今後とも私も十分努力をいたしたいと考へておられます。

○柳田委員 最近の政治がどうも陳情政治になりまして、組織のあるところ、あるいは声を高らかにしたところに対しては取上げるといふ状態でありまゝ。しかし農村の声なき声といふもの、しかも農村においていろいろよくな善政があることすら知らないところがあるのですから、そういうところには、どうぞ政府から積極的に指導されるような立場で大きく取上げていただきたいということを重ねて要望しておきます。

次に母子福祉貸付法であります。これは本年七億八千四百万円でしたか、七千万円でしたか、この増額が府県の財源になつておられますが、自治庁の方で起債の増額を認めないので。こういう例は御存じであるかどうか知りませんが、起債の方でしぼりまゝして、せつかくの厚生省の親心の十五億の金すら——これは欲する人にとつてははなはだ少きものであります。その少きものすら自治庁の方の心なき起債のわくに纏られて、厚生省の親心が下部に達しておらぬということになつておられますが、これに対してはどのようなことになっておられますか。

○山縣國務大臣 母子福祉の問題は、御承知の通り暫定予算でも四、五、六、七について特に二億数千円をとりまして、遺漏なきを期して参つておるのであります。各府県に対しては、これがせつかくの法律でも、またこの要望は非常に大きいのでありますから、母子福祉の法律に基き、貸付の推進をはかつて参つておる。これは昨日数字をもちつてこの委員会に御報告を申し上げましたからあえて申し上げませんが、現にたしか十六府県でありましたか、割当をし、ついであと同様の割当を着準備をいたしておられます。ただいま仰せの平衡交付金との関係で、府県がその貸付をしぼるといふことは、私も現地に視察に参つた際に耳にいたしておりますが、私はその際いつも知事に申しておることは、これまた善政の一つであるので、府県はこれをしぼらないうちに、平衡交付金との関係を云々して地方自治団体が現にしようとしておる例もありませんが、そういうことに関係なく、とにかく従来はこういう法律にまたがずして無利子で貸し付けた府県も多いのでありますから、十分ひとつがらばつてくれと申しておられますし、なおまた平衡交付金の関係においてももしも支障が、ありますならば、これは自治庁長官に十分申入れをいたしたいと考へておられます。

○柳田委員 次に生活保護法について簡単に尋ねたいと思いますが、この生活保護法にいたしたとしても、社会保護にいたしたとしても、その目的は救済にあらずして防費にあることは疑いの余地がない。ところが予算を見ましても、生活保護の大半は医療扶助になつて、約二百五十三億ぐらいとつておる。これはいわば救済なんです。ところが防費としての社会福祉施設整備の費用はわずかに二億で、前者に比べて一割あつかないかです。本来ならばこういうような実際の救済の費用は漸次少くして行き、防費の費用としての社会福祉施設の面にもう少し金をつぎ込んで、そうして救済の方の費用をそこで浮かすという施策が当然国家としてとられなければならぬと思ひます。片一方は二百五十三億、片一方は二億しか出しておられない。これを比較するのは性質が違いますから当りませんが、社会福祉の面において二億とはあまりに少な過ぎると思ひます。これはもう少し大きく取上げる必要があるのじやないかと私は思ひますが、大臣のお考えはどうでしょう。

○山縣國務大臣 この点も趣旨としてはまづたく同感であります。しかし私は、防費に対して二億という見方はとつていないのであります。いわゆるポーター・ラインに対する更生をはかるといふことは、単にそういうふうなごく局部的な二億の予算——もちろん私はそれで十分とは考へておりません。そういうふうな救済の方にのみ片寄ることなく防費の方に進みたい、これはまづたく同感であります。その前提に立つて申しておることでありまして、ただ二億だけということ、じやなく、たとえば母子福祉法も防費の一つであり、その他いろいろ広い範囲で申しますならば、今回の援護法も従来からの援護法も防費の一つであり、なおまた児童福祉法によつてやつておられますことも一つの防費の施策である。

そういうことを今後総合的に考へて、そうして仰せのような趣旨で進みますことはまづたく同感であります。きょうも実は社会福祉審議会がございまして、この委員会の前に私出席いたしまして、今後の社会福祉の面における支出の問題は、終戦後の日本においては過渡的に出て来たいわゆる救済の面に対して重点的に予算を向けたけれども、今後はいわゆるポーター・ラインを中心とした防費の面に相当問題があるので、その方面を重点的に取上げていただきたいということをお私はその審議会でお願ひ申した次第であります。

○柳田委員 それから先ほど問題になりました戦傷病者遺族援護法であります。この援護法の精神は援護であります。国家補償でありますか。どちらか一つを答えてください。

○山縣國務大臣 これは援護でありま

○柳田委員 その点がわれ／＼とはなはだ考へ方が違ふ。今回もまた共同修正案が出て来るようでありまして、第一一条に、「この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、国家補償の精神に基き、軍人軍属であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。」と書いてあります。ところがこれでは文章の意味も非常に通りにくいのであつて、日本の憲法の戦力云々の問題と同じことになつて参りますが、この「国家補償の精神に基き」といふことは、あとから国会が修正して入れたのであつて、政府の原案は援護である。だから第一一条だけに「国家補償の精神に基き」といふのが出て来て、あとは全部援護の精神で行つておるので、こ

いうちくはぐの法律が出ておるのだからと思ひます。ただいまはつきりこれは援護であるということを受けましたので、それはそれでまたこちらも対策を立てますが、国家補償の精神に基いてこれをやっておるということになつて来ると、今のお言葉では少しおかしいと思ひます。国会で審議されたことを大臣は全然無視せられたということにもこれはなつて来るのであります。それではもう一度重ねてお伺ひいたしますが、これはやはり援護法でありますか。

○山縣國務大臣 これ他に二、三これと同じような問題があつたのであります。そう割切つて言える問題ばかりありません。たとえばこの援護法のごときも、恩給法が停止された間の暫定的の一つの応急措置としていたしたものであつて、初めから法律的に割切つた問題ではありませんから、法律論としていたしてはいろいろございまして、たとえば国家補償云々という文字のあることも承知しております。しかしやはり先ほど簡単にイエスノーかというお話でございましたから私は援護と申し上げたのであります。

○柳田委員 大臣にはなか／＼委員会に御出席がないので、せつかく御出席願つたときには日本の厚生行政をどういうふうに行つて行くかという大きな見地から実はもう少し詳しくお尋ねも、こちらの意見も申したかつたのであります。時間の関係上はなほは簡単にならぬので、なほどうも最近われわれの審議があまりに細部にわたり過ぎて、政治というものが小さくなり過ぎる。やはり国家の立法府におります者としては、こういう国家の厚生行政

昭和二十八年七月十五日印刷

政という見地から大きくとり上げて、それ／＼立場は別でありましようとも、真摯なる検討を委員と大臣とは重ねて、少くとも局長や課長のするような答弁を願うようなことなく、もう少しこの問題には真剣に取組みたいと思つております。またそうすることによつて厚生行政は伸びるのであつて、この点は大臣もお考えを願ひまして、国家厚生行政全般についてお互いに虚心坦懐、われ／＼とディスカッションする機会を大臣もつくつていただきたいと思ひます。同時に大臣としては厚生大臣になられて非常に刻苦勉勵されて、おそらく短時日の間に厚生行政をマスターされたとわれ／＼理解しております。本来のリベラリズム、ヒューマニズムを持つておられて厚生行政に非常な熱意を持つておられることはよくわかるのであります。これはたいへん皮肉な言い方かもしれませんが、国保の医療給付をかちとられたのは一つの大きな山であつて、あとはもう何ぼやつても国家財政との見地もあつて、何もかもさつとやれるものでなしというふうなひと安心というふうな気分が多少おありになりはしないか。そこでこれは国家行政のためにさらにもう一つ大きな山を乗り越えられて、少くとも大臣の在任中にまだ／＼大きな仕事を残していただきたいと思ひますが、多少その点や最近マンネリズムに陥られているのではなからうかと思ひます。私はかように思ひますのであります。これはひとつ大臣においてさらにもう一度就任当時の御熱意と御抱負を格段と新たにされますよう、国家厚生行政のために特別にお願いいたしました私の質問を終ります。

昭和二十八年七月十六日発行

○青柳委員長代理 本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時より開会の予定であります。予算分科会があればとりやめますから、その点御了承を願ひます。  
午後零時五十四分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局